

第 27 回 佐川町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成 28 年 7 月 28 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分

2、開催場所 佐川町役場 二階大会議室

3、出席委員 (15 人)

会 長	17 番	北添	正男
会長職務代理者	16 番	武石	悦雄
委 員	1 番	岡添	輝男
	2 番	刈谷	哲二
	3 番	田村	営幸
	4 番	藤原	健祐
	5 番	廣瀬	正直
	6 番	邑田	昌平 (早退)
	7 番	氏原	延
	8 番	今橋	壽子
	9 番	尾碕	藤吉郎
	10 番	上岡	民典
	12 番	佐藤	良一
	13 番	織田	和主
	14 番	大谷	恵呉

4、欠席委員 (1 人) 15 番 横畠 増吉 【 11 番 欠 番 】

5、議事日程

第 1 開 会

第 2 議事録署名委員の選任について

第 3 報告事項の報告について

第 4 議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件について

第 2 号議案 非農地証明願に関する件について

第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件について

第 5 その他

第 6 閉 会

6、農業委員会事務局職員

事務局長 公 文 博 章

主 任 田 村 麻 美

主 任 氏 原 謙

臨時職員 和 田 佳 絵

7、会議の概要

議長

それでは、ただ今より第27回農業委員会総会を開会します。本日の出席者は15名です。定足数に達していますので、会議は成立します。なお、15番横島委員より欠席の連絡がっております。

早速ですが、お手元に配付した定例総会議案書の日程に従い、会議を行います。議事日程第2、議事録署名委員の選任について、を議題とします。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、会長が指名することとなっていますので、私が指名します。前回欠席していました6番邑田委員と9番尾碕委員にお願いします。

続きまして、日程第3、報告事項の報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局長

それでは、日程第3、報告事項について、報告させていただきます。1、本月中の会議と主たる処理事項についてですが、7月13日、平成28年度高知県農業公社事業説明会が高知市のJA高知ビルで開催され、氏原主任が出席しました。7月14日、平成28年度（第4回）高岡郡女性部会が梶原町で開催され、氏原委員を初め郡の北添会長と事務局の私及び田村・氏原主任の5人が出席しました。また、午後からは、平成28年度前期（第99回）高岡郡協議会総会が津野町役場（西庁舎）で開催され、北添会長を初め氏原委員と事務局の私及び田村・氏原主任の5人が引き続き出席しました。7月21日、第4回佐川町農業関係機関打合せ会が高吾農業改良普及所で開催され、田村主任が出席しました。そして本日、平成28年度第27回佐川町農業委員会定例会が開催されております。

続きまして、2、農地の嵩上げ届について報告します。1件目の嵩上げ場所は斗賀野地区で、届出人は 市の(亡) (相続人代表) さん、土地の表示は佐川町 字 番、地目は で面積は m^2 ・届出日は平成28年6月28日です。利用状況は、三枚の田を道路平らに嵩上げし、今後は樹園地として利用して行くとのことです。2件目の嵩上げ場所も同じく斗賀野地区で、届出人は さん、土地の表示は佐川町 字 番、地目は で面積は m^2 ・届出日は平成28年7月4日です。利用状況は、低い を道路平らに嵩上げし、今後は樹園地として利用して行くとのことです。

続きまして、3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。一件目の地区は 及び で届出人は 町の さん、土地の表示は佐川町字 番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積が m^2 ・受付日は平成28年6月23日、受理日は平成28年6月24日・登記原因は平成28年6月5日相続とのことです。

二件目の地区は で届出人は 村の さんで、土地の表示は佐川町 字 番、地目は で面積が m^2 ・受付日は平成28年6月27日、

受理日は平成 28 年 6 月 28 日・登記原因は昭和 59 年 12 月 31 日、時効取得とのことです。

三件目の地区は で届出人は 市の さん、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は田が 筆で面積が m²、残り 筆が畑で面積が m²、合計面積が m²・受付日は平成 28 年 6 月 27 日、受理日は平成 28 年 6 月 28 日・登記原因は平成 23 年 6 月 28 日相続とのことです。

四件目の地区も で届出人は さんで、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は畑が 筆で面積が m²、田が 筆で面積が m²、合計面積が m²・受付日は平成 28 年 6 月 27 日、受理日は平成 28 年 6 月 28 日・登記原因は平成 27 年 12 月 20 日相続とのことです。

五件目の地区は で届出人は、 市の さんで、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は田が 筆で面積が m²、畑が 筆で面積が m²、合計面積が m²・受付日は平成 28 年 7 月 4 日、受理日は平成 28 年 7 月 4 日・登記原因は平成 28 年 4 月 6 日相続とのことです。

六件目の地区は で届出人は、 さんで、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で、合計面積が m²・受付日は平成 28 年 7 月 13 日、受理日は平成 28 年 7 月 13 日・登記原因は平成 28 年 4 月 23 日相続とのことです。

七件目の地区は で届出人は、 市の さんで、土地の表示は佐川町 字 番外 筆、地目は田が 筆で面積が m²、畑が 筆で面積が m²、合計面積が m²・受付日は平成 28 年 7 月 15 日、受理日は平成 28 年 7 月 15 日・登記原因は平成 27 年 12 月 27 日相続とのことです。

続きまして、4、時効取得について報告します。件数は 1 件です。地区は で登記義務者は さん、登記権利者は さんです。土地の表示は佐川町 字 番・地目は で面積は m²・登記目的は所有権移転で、登記原因は昭和 59 年 12 月 31 日、時効取得とのことです。

以上で、報告を終わります。

議長

報告事項の報告が終わりました。何か質問等ありませんか。

(質問等なしの声)

議長

質問等ありませんので、これで報告を終わります。続きまして、日程第 4、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」を議題とします。それでは、13 番から 17 番までの 5 件について、を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは 28-13 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番・地目は で面積は m²、譲

渡理由は売買です。

続きまして 28-14 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で 合計面積は m²、譲渡理由は売買です。

続きまして 28-15 番を説明します。譲渡人は さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²、譲渡理由は贈与です。

続きまして 28-16 番を説明します。譲渡人は 県の さん、譲受人は 市の さん、土地の所在地は佐川町 字 番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²、譲渡理由は売買です。

続きまして 28-17 番を説明します。譲渡人は 市の さん、譲受人は さん、土地の所在地は佐川町 字 番外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m²、譲渡理由は売買です。

以上 5 件とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。なお、5 件とも譲受人は農地を耕作しており、下限面積要件も満たしております。以上です。

議長

それでは、順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

16 番武石委員

それでは報告します。13 番の申請地は 集落にあり、現在果樹が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、果樹を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても何も問題無いと思います。

9 番尾碕委員

14 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても何も問題無いと思います。

16 番武石委員

それでは報告します。15 番の申請地は 集落にあり、現在果樹が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、果樹を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても何も問題無いと思います。

9 番尾碕委員

16 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在水稻が栽培されています。譲受人は農地を耕作しており、農機具類も所有しております。譲渡を受ける土地については、水稻を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

6 番邑田委員

それでは 17 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在野菜が栽培されています。譲受人は新規の就農者で、農機具類も少し所有しております。譲渡を受ける土地については、花木を栽培することと、地元での調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないので、許可をしても問題無いと思います。

議長

それでは、確認委員さんの確認報告を踏まえ、何かご質問等はございませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」13 番から 17 番については、原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

14 人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件」13 番から 17 番迄の 5 件については、原案どおり決定しました。

続きまして、「第 2 号議案 非農地証明願に関する件」8 番・9 番の 2 件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

氏原主任

それでは、「第 2 号議案 非農地証明願に関する件」8 番を説明します。申請人は 市の(亡) (相続財産管理人) さんで、土地の所在地は佐川町 字 番・登記地目は で面積は m²・利用状況は 10 年以上耕作を放棄し、現在は原野と成っていて農地では無いとのことです。

続きまして、9 番を説明します。申請人は 市の さんの代理人(行政書士) さんで、土地の所在地は佐川町 番・登記地目は で面積は m²・利用状況は、20 年以上前から建物が建っており、農地で

はないとのこと。以上です。

議長

それでは8番から順次確認委員さんの確認報告をお願いします。

6番 邑田委員

8番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は原野となっており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第6条(4)に該当しており、非農地証明を証明しても何も問題ありません。

3番 田村委員

それでは、9番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は宅地となっており、佐川町非農地証明事務取扱要綱第6条(5)に該当しており、非農地証明を証明しても何も問題ありません。

議長

確認委員さんの報告が終わりました。委員さんの確認報告を踏まえ、何か質問等はありませんか。

(質問等なしとの声)

議長

質問等ありませんので、お諮りします。「第2号議案 非農地証明願に関する件」8番・9番は原案どおり決したいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

14人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第2号議案 非農地証明願に関する件」の8番・9番は原案どおり決定しました。

ここで先に申出のあった、6番 邑田委員が退席されます。

引き続きまして、「第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」7月分を議題とします。それでは、72番から80番までの9件を一括議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

田村主任

それでは72番を説明します。利用権を設定する者 市の さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字 番外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m²です。設定期間は平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。

続きまして 73 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番 外 筆・地目は 筆とも で合計面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして 74 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番、地目は で面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間の賃貸借権の再設定です。

続きまして 75 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番外 筆、地目は田が 筆で面積は m^2 ・畑が 筆で面積は
 m^2 ・合計面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして 76 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番 外 筆、地目は田が 筆で面積が m^2 ・畑が 筆で面積が m^2 ・合計面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして 77 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番外 筆、地目は畑が 筆で面積が m^2 ・田が 筆で面積は m^2 ・合計面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間の使用貸借権の再設定です。

続きまして 78 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番、地目は で面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの 3 年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして 79 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの 3 年間の使用貸借権の新規設定です。

続きまして 80 番を説明します。利用権を設定する者 さん、利用権の設定を受ける者 さん、利用権を設定する土地は、佐川町 字
番 外 筆、地目は 筆とも で合計面積は m^2 です。設定期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの 3 年間の使用貸借権の新規設定です。

以上、全て 9 件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それでは 72 番から順次、確認委員の報告をお願いします。

10 番上岡委員

それでは 72 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は、水稻を栽培することとて、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしておりますので、何も問題ありません。

16 番武石委員

それでは 73 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き野菜を栽培することとて、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、何も問題ありません。

1 番岡添委員

それでは 74 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻を栽培することとて、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、何も問題ありません。

16 番武石委員

それでは 75 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は野菜と水稻を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き野菜と水稻を栽培することとて、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしておりますので、何も問題ありません。

引き続き 76 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻と野菜を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻と野菜を栽培することとて、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、何も問題ありません。

3 番田村委員

それでは 77 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は水稻と野菜を栽培している土地です。利用権の再設定を受ける者は引き続き水稻と野菜を栽培することとて、調和要件も全て満たしております。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしておりますので、何も問題ありません。

12 番佐藤委員

それでは 78 番を報告します。申請地は 集落にあり、現在は雑草地となっている土地です。利用権の設定を受ける者は野菜(ニラ)を栽培することとて、

調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

引き続き79番を報告します。申請地は同じく 集落にあり、現在は野菜を栽培している土地です。利用権の設定を受ける者は野菜（ニラ）を栽培することによって、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

引き続き80番を報告します。申請地は同じく 集落にあり、現在は雑草地となっている土地です。利用権の設定を受ける者は野菜（ニラ）を栽培することによって、調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていますので、何も問題ありません。

議長

確認委員の報告が終わりました。何か質問等はありませんか。

（ 質問等なしとの声 ）

議長

それでは、採決に移ります。「第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」72番から80番については、原案どおり決したいと思います、賛成の方の挙手をお願いします。

委員

13人全員が手を上げる。

議長

賛成全員。よって、「第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件」、72番から80番迄の9件については原案どおり決定しました。

従いまして、72番から80番迄の佐川町農用地利用集積計画については、平成28年7月28日開催の総会において審議の結果、利用権及び賃貸借権の設定を受ける者、並びに当該土地についての所有者又は使用収益権を有する者の同意を得ており、かつ、農地法等関係法令に抵触するものでなく適当と認める。との意見書を町長宛に送付致します。

以上で、今回提出されたすべての議案について、審議を終了いたします。

続きまして、日程第5 その他の件についてですが、先日（7月14日）梶原町で開催されました、高岡郡女性部会で協議された「中国・四国女性ネットワークの研修会が今年は高知県で開催される」事にあたり、女性の力で成功させることが決まりました。その一環として、全国農業新聞の普及に取り組む事となり、中内会長を中心に当町も女性委員・事務局そして私も一緒になって勧誘した結果、本日現在23名の新規加入申込み者がありましたので、報告しておきます。

日程第5のその他の件について、事務局からは何かございませんか。

事務局長

ありません。

議長

その他に何かありませんか。

委員

(ありませんとの声)

議長

これをもって、第 27 回 佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回総会は平成 28 年 8 月 30 日（火曜日）で、午後 1 時 30 分から佐川町役場二階大会議室で行います。 本日はご苦労様でした。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長

北原正男

議事録署名人

尾崎昌平

議事録署名人

尾崎 藤吉郎